

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和8年6月18日

収支等命令者

佐賀県立九州陶磁文化館統括副館長 山田 博則

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務委託名 令和8年度九州陶磁文化館庭園等維持管理業務委託
- (2) 業務内容 別添「仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで
- (4) 履行場所 九州陶磁文化館（西松浦郡有田町戸杓乙 3100-1）及び
陶片倉庫（西松浦郡有田町桑古場乙 2902）

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加するものは、次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

- (1) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第2条第2項の規定により、造園工事の決定を受けているもの。
- (2) 伊万里土木事務所管内に建設業法第3条に規定する本店を有する事業者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生手続開始又は民事再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において、手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る入札参加資格停止又は指名停止処分を受けている者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団員の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、別添「入札参加届」を令和8年6月26日（金）15時までに佐賀県立九州陶磁文化館企画総務課に持参又は郵送（必着）してください。

なお、「入札参加届」等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、辞退届を提出してください。

担当者：佐賀県立九州陶磁文化館 企画総務課 副島

電話番号 0955-43-3681 FAX 番号 0955-43-3324

電子メール kyuto@pref.saga.lg.jp

4 入札書提出及び開札の日時並びに場所

- (1) 日時 令和8年6月30日（火） 10時00分
- (2) 場所 佐賀県立九州陶磁文化館 研修室1
- (3) 入札方法 入札者の直接持参による入札
- (4) 最低制限価格 無

5 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

6 落札者の決定方法

- (1) 入札金額が入札書比較価格（税抜きの予定価格）以下で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とする。
- (2) 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返すこととする。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。
- (4) 第一回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第三回目を限度とする）を行う。

7 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

ア) 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号により免除する。

イ) 契約保証金
佐賀県財務規則第 115 条第 3 項第 3 号により免除する。

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- ア) 参加する資格のない者
- イ) 当該入札について不正行為を行った者
- ウ) 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを出した者
- エ) 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- オ) 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- カ) 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者
- キ) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条（錯誤）により無効と認められるものを提出した者
- ク) 1 人で 2 以上の入札をした者
- ケ) 代理人でその資格がない者
- コ) 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(3) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札参加者の負担とします。

- ア) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 代金の支払い方法 完了払

(6) 落札決定後の契約手続きについて

提出先（発注機関）	佐賀県立九州陶磁文化館 企画総務課 （西松浦郡有田町戸杓乙 3100-1 電話：0955-43-3681）
契約書提出期限	落札決定の日から 5 日以内（土・日・祝日を除く）

8 問い合わせ先等

西松浦郡有田町戸杓乙 3100-1

佐賀県立九州陶磁文化館 企画総務課 副島、岩永

電話番号 0955-43-3681 FAX 番号 0955-43-3324

電子メール kyuto@pref.saga.lg.jp